平成２３年（フ）第１０８１号
大阪府松原市天美南６丁目６番７号
破産者　有限会社オンワード企画
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７９号
大阪市平野区瓜破西２丁目６番８号
破産者　有限会社エヌ・エヌ・シー
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６２号
神戸市中央区海岸通５丁目２番２号
破産者　株式会社プラスティックス
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９９号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４―30―403
破産者　クォンタム・ファイナンシャルトレード株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５００号
大阪市此花区高見１丁目８番17―204号、前住所兵庫県芦屋市山芦屋町15番10―201号
破産者　才田　久城
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市西今宿３丁目14番19号
破産者　三原興業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６４号
奈良県五條市住川町888番地の15
破産者　五條木材協同組合
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４８８号
熊本県宇城市松橋町松橋878番地
破産者　有限会社フレンズ
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２０号
沖縄県浦添市西原５丁目18番２号２階喜屋武稔方、登記簿上の住所沖縄県浦添市字前田1052番地３
破産者　株式会社リュウケン
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３７号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目８番地の９
破産者　有限会社高橋産業
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
岩手県北上市和賀町横川目19地割59番地
破産者　有限会社ティエムキャスティング
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３０７号
茨城県水戸市元吉田町2311番地の８
破産者　有限会社照山塗装
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
栃木県足利市問屋町1177番地８
破産者　株式会社オオタケ産業
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７７号
栃木県足利市問屋町1177番地８
破産者　株式会社オオタケ・コンカレントエンジニアリング・サービス
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４９号
石川県七尾市矢田町２号70番地１
破産者　株式会社アッシュホーム
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１１６号
岐阜県関市巾２丁目284番地１　キャッスル巾Ｂ202
破産者　安江　銃午
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
愛知県一宮市起字河田揚29番地の３
破産者　株式会社ショーエー
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８３号
広島県三原市小坂町字吉行10番地の１
破産者　株式会社小川工作所
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
広島県福山市御門町３丁目６番21号
破産者　ダイソーホーム株式会社
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４７６号
福岡市中央区大手門３丁目11番23号
破産者　有限会社寿好海運
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡市西区大字飯氏字柳906番１
破産者　有限会社フクレイ
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部